



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
https://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3872号

2023年10月13日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟

副会長 川崎 雅雄

第20期全国審判員研修会 実施要綱 送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記に関し、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

- 1) 第20期全国審判員研修会 実施要綱<2部>
- 2) 第20期全国審判員研修会 受験申請書(様式-1) <2部>
- 3) 同上 有資格者研修参加申込書(様式-2) <2部>
- 4) 同上 都道府県連盟用受験申請書一括送付状(書式-1)
- 5) 同上 都道府県連盟用有資格者参加申込書一括送付状(書式-2)

下記の点にご注意いただき、同封の書類に基づいて準備をおすすめ下さるようお願いいたします。

敬 具

記

1. 2011年新公認審判員制度に基づく実施:

2011年6月18日に開催された日本連盟第74回理事会において、本連盟の公認審判員制度にたいする改革案が審議され、「2011年新公認審判員制度概要」が承認されました。2011年度第14期~2017年度第17期の「全国審判員研修会」と「審判員資格認定」および、その後に実施される「審判員資格更新登録手続き」はすべて、2011年新公認審判員制度に基づいて実施されました。また、2019年6月15日に開催された第109回理事会において、その一部が改訂されました。

今期の日本連盟第20期全国審判員研修会と資格認定、更新登録手続は、この公認審判員制度によって実施されます。

2. 受講・受験資格:

申請要件は下記の通りです。

申請者から受験申請書(様式-1)を受領する際には、要件が満たされていることをご確認下さいますようお願いいたします。

- 1) 「公認太極拳審判員」受験希望者は、
太極拳2段以上(2段~4段)の技能検定登録をしている人、
- 2) 「公認拳術審判員」受験希望者は、
長拳2級以上(2級~初段)の技能検定登録をしている人、
- 3) すでに「公認拳術審判員」の資格を有し、新たに「公認太極拳審判員」の認定試験を受ける場合は、
太極拳初段以上の技能検定登録をしている人、
のいずれかでなければならない。

受験申請と受験資格の確認について:

受験申請手続は、従来通り、都道府県連盟が一括して行なっていただきます。たとえ、現在審判員資格を有している人でも、個人で直接申し込むことはできません。

受験申請を行なう都道府県連盟は、受験者全員の受験申請書(様式-1)の<受験申請事項>の記入事項に漏れがないかどうかご確認下さい。